

臨時・時限的診療報酬特例措置(令和5年4月～12月)

令和5（2023）年4月1日からの診療報酬上の特例措置等について、厚生労働省 ホームページ（[リンク](#)）に公表された関連通知より要約した。詳細は厚労省HPをご参照いただきたい。

① 診療報酬上の特例措置(令和5年4月～12月)

令和5年1月31日 付官報にて、令和 5年 4月～12 月の診療報酬上の特例措置として、医療 DX 推進や医薬品供給対策に向けた臨時的改定が告示された。

2023 年 4～12 月に改定される項目一覧				
医療DX の推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置				
		医療情報・システム基盤整備体制充実加算	現 行	新点数 2023年4～12月
医科	初診	マイナンバーカードを利用しない	4 点 (月 1 回)	6 点 (月 1 回)
	初診	マイナンバーカードを利用する	2 点 (月 1 回)	2 点 (月 1 回)
	再診	マイナンバーカードを利用しない	—	2 点 (月 1 回)
	再診	マイナンバーカードを利用する	—	—
調剤	—	マイナンバーカードを利用しない	3 点 (6ヶ月に 1 回)	4 点 (6ヶ月に 1 回)
	—	マイナンバーカードを利用する	1 点 (6ヶ月に 1 回)	1 点 (6ヶ月に 1 回)
医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置				
医科	処方箋料の加算	一般名処方加算 1 (2 品目以上)	7 点	9 点
		一般名処方加算 2 (1 品目)	5 点	7 点
	入院基本料の加算	後発医薬品使用体制加算 1 (90% 以上)	4 7 点	6 7 点
		後発医薬品使用体制加算 2 (85% 以上)	4 2 点	6 2 点
		後発医薬品使用体制加算 3 (75% 以上)	3 7 点	5 7 点
	処方料の加算	外来後発医薬品使用体制加算 1 (90% 以上)	5 点	7 点
		外来後発医薬品使用体制加算 2 (85% 以上)	4 点	6 点
外来後発医薬品使用体制加算 3 (75% 以上)		2 点	4 点	
調剤	調剤基本料の加算	地域支援体制加算 1	3 9 点	各薬局が算定している後発医薬品調剤体制加算の種類に応じて + 1 点又は + 3 点
		地域支援体制加算 2	4 7 点	
		地域支援体制加算 3	1 7 点	
		地域支援体制加算 4	3 9 点	

●初診料・再診料の加算 [医療情報・システム基板体制充実加算]

初診時のマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用しない場合の加算点数を引き上げるとともに、再診にてマイナ保険証を利用しない場合の評価が設けられた。

算定要件については、**施設基準の項目1の(4)**が追加された。電子情報処理組織の使用による請求（レセプトオンライン請求）を行っていない保険医療機関は、2023年12月31日までに開始する旨を届け出ること、基準を満たしているものとみなすとされている。

医科

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（初診・マイナ保険証 無 ）	月1回	6点 [+2点]
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診・マイナ保険証 有 ）	月1回	2点
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（再診・マイナ保険証 無 ）	月1回	2点* [新]

※ 同一月に初診時の医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定した場合は除く

[施設基準]

1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。
- (4) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていない保険医療機関が、令和5年12月31日までにこれを開始する旨について、地方厚生（支）局長に届け出た場合は、同日までの間に限り、(1)を満たしているものとみなす。

2 届出に関する事項

- (1) 既に施設基準を満たしている場合は、特に地方厚生（支）局長に対して届出を行う必要はないこと。
- (2) なお、1の(4)の届出は、[別添7の様式2の5](#)を用いること。
- (3) 令和5年4月10日までに当該届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

(例)オンライン資格確認を導入した医療機関で、診療報酬明細書は光ディスクや紙レセプトで提出している場合、**レセプトのオンライン請求へ切り換え開始見込み月**を申請することで、4月からの加算点数を算定する届出となる。

様式2の5
医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に係る届出書

保険医療機関名	
保険医療機関コード	
保険医療機関等区分	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 医科診療所 <input type="checkbox"/> 歯科診療所
現在の請求方法	<input type="checkbox"/> 光ディスク等 <input type="checkbox"/> 紙レセプト
住所	
届出年月日	令和5年 月 日

基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第十一の三十一に規定する届出を行う場合は、□に、「✓」を記入の上、開始見込み時期を記入すること

<input type="checkbox"/> 令和5年12月31日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する予定である。	
開始見込み	令和5年 月

上記のとおり届け出ます。

●処方料の加算〔一般名処方加算〕

施設基準が新設されました。算定要件を満たしている医療機関においては、2023年12月31日までの間に限り+2点引き上げられます。なお、施設基準の届出は不要とされています。

医科

交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合には一般名処方加算1を、1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合には一般名処方加算2を算定する。

一般名処方加算1	（追加の施設基準を満たしている場合）	9点 [+2点]
一般名処方加算2	（追加の施設基準を満たしている場合）	7点 [+2点]

〔施設基準〕

1 一般名処方加算に関する施設基準

「注9」に規定する一般名処方加算を算定する場合は、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

2 届出に関する事項

「注9」に規定する一般名処方加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

●処方料の加算〔外来後発医薬品使用体制加算〕

施設基準に追加された項目1の(6)について、要件を満たしている医療機関は、2023年12月31日までの間に限り+2点引き上げられる。なお、追加された施設基準の届出は不要とされている。

医科

直前3ヶ月間における当該診療所で調剤した後発品の割合（数量ベース）が、加算1にあつては90%以上、加算2にあつては85%以上90%未満、加算3にあつては75%以上85%未満であること。また、当該保険医療機関において調剤した薬剤の後発品のある先発品及び後発品を合算した割合（数量ベース）が50%以上であること。

外来後発医薬品使用体制加算1	（90%以上、追加の施設基準を満たしている場合）	7点 [+2点]
外来後発医薬品使用体制加算2	（85%以上、追加の施設基準を満たしている場合）	6点 [+2点]
外来後発医薬品使用体制加算3	（75%以上、追加の施設基準を満たしている場合）	4点 [+2点]

〔施設基準〕

1 外来後発医薬品使用体制加算に関する施設基準

(1)～(5) 略

(6) 「注11」に規定する点数を算定する場合には、上記(1)から(5)までのほか、以下の基準を満たすこと。

ア 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。

ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

2 届出に関する事項

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の3を用いること。

なお、「注11」に規定する点数の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

*後発医薬品使用体制加算、地域支援体制加算については割愛している。

② オンライン資格確認の原則義務化に伴う経過措置

令和5（2023）年4月からのオンライン資格確認の原則義務化に伴い、対応が困難な医療機関への経過措置が講じられている。各医療機関の状況に照らし該当する場合は、あらかじめ「猶予届出書」を支払基金経由で地方厚生（支）局へ届け出ることとされている。

オンライン資格確認の経過措置について	
やむを得ない事情	期限
(1)令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6か月後まで
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月1日）まで
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止・休止するまで （遅くとも令和6年秋まで）
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

上記(1)～(6)についての詳細は、令和5年1月27日「[保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について](#)」をご参照いただきたい。

届出方法は、原則オンラインにて、令和5（2023）年3月31日期限とされている。紙媒体を用いて支払基金宛てに送付することもできると示されている。ただし、記入内容確認に時間がかかること、不備があった場合の補正の求め等に遅れが生じる可能性もあること、には留意する。

■ オンライン資格確認導入の猶予届出書 ダウンロード先

支払基金が運営する「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」に専用フォームがあるので、必要に応じてご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka

■ オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

[医療機関等向けポータルサイト](#)

オンライン資格確認等コールセンター：0800-0804583（通話無料）

月曜日～金曜日 8：00～18：00 土曜日 8：00～16：00

（いずれも祝日を除く）

(別添2) オンライン資格確認導入の猶予届出書

1. 保険医療機関・薬局の基本情報	
① 名称	② 電話番号(バーナなし)
③ 所在地	(都道府県)
④ 保険機関コード	(複数ある場合)
II. 届出内容	
⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型	
<ul style="list-style-type: none"> 第1号： 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中) 第2号： オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情) 第3号： 訪問診療のみを実施する保険医療機関 第4号： 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局 第5号： 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 第6号： その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 	
⑥ ⑤の回答に応じた補正事項	
第1号	システム事業者との契約日(遅くとも2023年2月末) 西暦 年 月 日 作業完了見込み時期(遅くとも2023年9月末) 西暦 2023 年 月 日
第2号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された) 西暦 年 月 日 (2の場合、整備された時期)
第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1は「」)
第4号	工事又は臨時施設開始日 西暦 年 月 日 工事又は臨時施設終了予定日 西暦 年 月 日
第5号	廃止又は休止予定日(遅くとも2024年秋) 西暦 年 月 日
特に困難な事情として、右の状況にある。	
第6号	<ul style="list-style-type: none"> ア： 自然災害等により継続的に導入が困難である場合 イ： 高齢の医師等でレセプト取替件数が少ない場合(※以下に年齢等を記載) (目安:2023年4月時点で専攻の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下) (1) 専攻の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢 _____歳 ロ： 特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要) ハ： その他導入義務の例外措置(院内等の電子化が進んでいない状況)又は第1号～第5号と同様の特異に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)
⑦ 備考	

上記のとおり届け出ます。